

川崎市中原区社会福祉協議会
福祉用具リユース事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不要となった福祉用具を「譲りたい方」と「譲ってほしい方」の情報の橋渡しを行うことにより、福祉用具の有効活用を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱に基づく事業の実施主体は、川崎市中原区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とする。

(対象者)

第3条 利用の対象は、営利を目的としない次のいずれかのものとする。

- (1) 川崎市中原区に在住の者、および区内に住所を有する団体・施設
ただし、「譲ってほしい方」はこの限りではない。
- (2) その他、区社協が認めたもの

(対象用具)

第4条 対象となる福祉用具は、車いす・ベット・ポータブルトイレ・入浴補助用具・歩行器・シルバーカー（手押し車）・杖・スロープ等で、安全かつ衛生上問題なく、修理を必要としないもののほか、本会が必要と認めたものとする。

(利用方法)

第5条 利用手続きは、原則として次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申込み

利用を希望する者は、区社協窓口に設置されている申込用紙（様式一第1号）に必要事項を記入し、区社協へ提出する。

なお、個人情報の提供について承諾を得ることを必須とする。

(2) 情報提供（掲載）

申込用紙の情報内容を区社協がとりまとめ、区社協事務所内の掲示板、機関紙、ホームページ等に掲載する。

ただし、連絡先等は掲載しない。

(3) 調整及び交渉

区社協において調整を行い、「譲りたい方」と「譲ってほしい方」の希望が合致した場合、双方に情報提供し、原則として当事者間でやり取りを行う。

(4) 成立

交渉の結果については、「譲り受けた者」が区社協へ報告する。

なお、用具の受け渡しは双方の合意のもとで行い、問題等が生じた場合は、当事者の責任において解決するものとし、区社協は責任を負わないものとする。

(利用料金)

第6条 情報の掲載料ならびに譲渡する福祉用具は無料とする。但し、福祉用具の運搬等にかかる費用は、原則「譲り受ける者」が負担する。

(情報の掲載期間)

第7条 情報の掲載期間は、原則申込日から最長6ヶ月とする。

掲載期間を過ぎても交渉が成立しない場合は、区社協において情報を破棄する。

ただし、利用申込者より掲載期間延長の申し出があった際は6ヶ月間の延長を可能とする。

また、掲載期間内に利用申込者より申し出があった際は、掲載情報の取り下げを行う。

(福祉用具の保管)

第8条 情報掲載期間内の福祉用具は、「譲りたい方」が自宅で保管する。

(個人情報の取扱いについて)

第9条 利用申込者より提供された個人情報は、本事業でのみ取り扱う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和7年5月1日から施行する。